(二) 機構に、運営審議会を置き、委員は、学識経験者のうちから、代表者会議が任命することとし、理事長は、業務方法書、予算及び事業計画の作成又は変更等について、運営審議会の意見を聴くとともに、代表者会議の議決を求めるときは、その意見を報告しなければならないこととした。また、運営審議会は、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら建議を行い、当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができるものとし、理事長は、運営審議会が述べた意見を尊重しなければならないこととした。(第七八四条関係)

(三) 機構は、機構処理税務事務の実施に関して機構処理税務事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととした。(第七八五条関係)

(四) 機構は、機構処理税務情報の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理税務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の機構処理税務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。(第七八六条関係)

(五) 機構に、機構処理税務情報保護委員会を置き、委員は、学識経験者のうちから、理事長が任命するものとし、機構処理税務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができることとした。(第七八七条関係)

(六) 機構の役員又は職員等は、機構処理税務事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととした。(第七八八条関係)

(七) 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成しなければならないこととし、これらを作成したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならないこととした。(第七九二条関係)

(八) 機構は、毎事業年度、財務諸表を作成し、総務大臣に提出しなければならないものとし、当該財務諸表を提出したときは、遅滞なく、当該財務諸表を官報に公告し、かつ、当該財務諸表、事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととした。(第七九三条関係)

(九) 機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方団体が負担することとした。(第七九四条関係)

(十) 総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、若しくは違反するおそれがあると認めるとき、又は機構処理税務事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとした。(第七九六条関係)

(十一) 総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができるものとし、機構は、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならないこととした。(第七九七条関係)

(十二) 総務大臣は、機構処理税務事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理税務事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができることとした。(第七九八条関係)

(十三) 機構の解散については、別に法律で定めることとした。(第七九九条関係)

(十四) 所要の罰則規定を設けることとした。(第八〇〇条～第八〇三条関係)

二　地方税法等の一部を改正する法律の一部改正関係

平成二七年改正法において講じた紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の経過措置について、平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日までの間の税率は、同年九月三〇日まで適用を延長することとした。(平成二七年改正法附則第一二条及び第二〇条関係)

三　国有資産等所在市町村交付金法の一部改正関係

平成三一年度から平成三三年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした。(附則第一四項関係)

四　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正関係

国内事業所等について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。(第四条の三、第二九条、第三八条及び第四〇条関係)

五　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正関係

1　申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印規定を廃止することとした。(第二一条及び第三〇条関係)

2　法人の事業税の申告書と併せて提出しなければならない地方法人特別税の申告書の提出については、地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる申告等とみなして、地方税法第七四七条の二の規定を適用することとした。(第二一条関係)

六　地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正関係

法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税等の収納の事務については、地方法人特別税等を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七四七条の五の二の規定を適用することとした。(第二一条の二関係)

七　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第四号）（総務省）

1　地方交付税の総額の特例等（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条及び第九条関係）

(一) 平成三〇年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額六、七五〇億円、平成三〇年度における法定加算額三、三六七億円及び臨時財政対策のための特例加算額一、六五五億三、四五〇万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額四、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額八〇四億円、平成二〇年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三〇年度から平成三八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八二七億三、六五〇万円、平成二一年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三〇年度から平成四二年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額九八三億八、二五〇万円及び平成二八年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三〇年度から平成三三年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額五四三億六、五四〇万円を控除した額とすることとした。

(二) 平成二八年度における地方交付税の精算減額二、二四五億八六〇万円について、平成三四年度から平成三八年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額することとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条の二及び別表関係）

(一) 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置することとした。

(二) 子ども・子育て支援施策、障害者の自立支援、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等に要する経費の財源を充実することとした。

(三) 特別支援教育、教育情報化対策等教育施策に要する経費の財源を充実することとした。

(四) 公共施設等の適正管理を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実することとした。